

市町村事業における

がん検診の事業評価の手法について

がん検診に関する検討会

中間報告(案)

平成19年3月

がん検診に関する検討会

## 目次

I はじめに	1
II 事業評価の意義	2
1 事業評価の重要性	
2 事業評価の指標	
3 「事業評価のための点検表」の活用	
III 「事業評価のための点検表」の主な新規・変更内容	4
1 検診実施機関用の「事業評価のための点検表」について	
2 市町村用の「事業評価のための点検表」について	
3 都道府県用の「事業評価のための点検表」について	
IV おわりに	5

### 別添1

- 胃がん検診のための事業評価のための点検表
  - 【検診実施機関用】
  - 【市町村用】
  - 【都道府県用】
- 大腸がん検診のための事業評価のための点検表
  - 【検診実施機関用】
  - 【市町村用】
  - 【都道府県用】
- 乳がん検診のための事業評価のための点検表
  - 【検診実施機関用】
  - 【市町村用】
  - 【都道府県用】
- 子宮がん検診のための事業評価のための点検表
  - 【検診実施機関用】
  - 【市町村用】
  - 【都道府県用】

## I はじめに

- 本検討会は、広義の精度管理の一環として、乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の意義や手法について検討し、平成17年2月に「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」と題する中間報告を取りまとめ、市町村や検診実施機関が事業評価やその結果に基づく改善を行う際に活用できるように「事業評価のための点検表」も併せて示した。
- その後、平成18年2月には、「老人保健事業に基づく大腸がん検診の見直しについて」中間報告を取りまとめ、検診実施機関用、市町村用の点検表に加え、都道府県用の「事業評価のための点検表」も示した。
- これらを受け、同年3月に改正された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」(以下「がん検診指針」という。)において、子宮がん、乳がん、大腸がん検診の市町村用、検診実施機関用の事業評価のための点検表を示し、同時に改正された「健康診査管理指導等事業実施のための指針(平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」(以下「健康診査管理指導等実施指針」という。)において、大腸がん検診の都道府県用の事業評価のための点検表を示した。
- 平成18年7月から開催された本検討会では、市町村事業における胃がん検診の見直しについて検討されたが、その検討過程で、胃がん検診の事業評価のための点検表についても検討された。それに併せて、今まで示されてきた、大腸がん検診の事業評価のための点検表が見直された。さらに、子宮がんや乳がん検診における事業評価のための点検表についても、市町村用と検診実施機関用を見直すとともに、新たに、都道府県用を作成することが検討された。

## Ⅱ 事業評価の意義

### 1 事業評価の重要性

- 「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」以降の中間報告書の中でも記したように、がん検診においては、事業の質を確保することが極めて重要であり、その徹底は、早期のがんをできる限り多く発見し、同時に不必要な精密検査を減らすことに大いに資することとなる。また、がん検診における診断技術を一定以上に保つとともに、その効果・効率等を明らかにする上でも有益である。

### 2 事業評価の指標

- 市町村事業におけるがん検診の事業評価については次の三つの指標で行うことが適当である。

#### 1. 技術・体制的指標

- ・検診実施機関の体制の確保(設備、医師・技師等の人員等)
- ・実施手順の確立 等

#### 2. プロセス指標

- ・がん検診受診率
- ・要精検率
- ・精検受診率
- ・陽性反応適中度
- ・がん発見率 等

#### 3. アウトカム指標

- ・死亡率

- 市町村が民間事業者にがん検診を委託する際には、原則として一般競争入札による契約によるが、がん検診事業の一般競争入札に当たり、仕様書に委託基準等を明確に示さずに行った場合には、事業の質にかかわらず最低の価格をもって入札した検診実施機関が落札することになり、結果として、がん検診事業の質が担保されないおそれが生じる。そこで、「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」の中でも記されているように、仕様書には、「事業評価のための点検表」の事項を参考に、設備、人員、運営等に係る基準等を盛り込むことが重要である。

- なお、仕様書については、現在行われている研究の報告を待ち、今後、その報告を基に作

成し、提示することとする。

### 3 「事業評価のための点検表」の活用

- がん検診の実施主体である市町村や検診実施機関が、確実かつ円滑に事業評価及びその結果に基づく改善を行うために、必要な事項を漏れなく系統的に検討する手法として、「事業評価のための点検表」を示してきた。
- 「事業評価のための点検表」は、これまでに乳がん、子宮がん及び大腸がん検診については市町村と検診実施機関用を、大腸がん検診についてはさらに都道府県用を示している。
- 本検討会では、大腸がん検診の「事業評価のための点検表」を基に、胃がん検診について、都道府県、市町村及び検診実施機関用の「事業評価のための点検表」を、乳がん、子宮がん検診については都道府県用の「事業評価のための点検表」示した。併せて、既存の「事業評価のための点検表」の見直しも行った。

### Ⅲ 「事業評価のための点検表」の主な新規・変更内容

#### 1 検診実施機関用の「事業評価のための点検表」について

- 乳がん検診のための点検表では、撮影技師や読影医師の資格要件として、マンモグラフィ精度管理中央委員会による研修会の受講を定めた。
  
- 大腸がん検診のための点検表で、市町村への結果報告の期限を、検体回収後に1週間以内であったのを、2週間以内に変更した。これは、検診実施機関の実情に合わせたものである。
  
- 胃がん検診のための点検表では、エックス線写真の撮影やエックス線写真の読影の精度管理について規定した。

#### 2 市町村用の「事業評価のための点検表」について

- がん検診の対象者数の把握の有無を加えた。
  
- 受診者の前回未受診率の集計の有無の代わりに、過去の検診受診歴別の集計の有無を尋ねることとした。また、過去の検診受診歴別の集計の有無については、要精検率や、精検受診率に関しても尋ねることとした。
  
- 精密検査の報告の有無に加えて、治療の結果報告を受けているかを尋ねることとした。
  
- 集計を年齢階級別だけでなく、性別でも行っているかを尋ねることとした。

#### 3 都道府県用の「事業評価のための点検表」について

- 成人病検診管理指導協議会を生活習慣病検診管理指導協議会と改めた。
  
- 集計を年齢階級別だけでなく、性別でも行っているかを尋ねることとした。
  
- 受診者の前回未受診率の集計の有無の代わりに、過去の検診受診歴別の集計の有無を尋ねることとした。また、過去の検診受診歴別の集計の有無については、要精検率や、精検受診率に関しても尋ねることとした。

#### IV おわりに

- 本報告書は乳がん、子宮がん、大腸がん及び胃がんの死亡率減少のため、すべての市町村において質の高いがん検診が実施されることを目指してとりまとめたものである。
- 本報告書を踏まえ、国、都道府県、市町村及び検診実施機関においては、国民の信頼に応えるべく、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診及び胃がん検診について「事業評価のための点検表」等を活用しつつ、がん検診の質の向上に努めることが期待される。
- 本報告書を契機として、一人でも多くの国民ががん検診の重要性について理解を深め、自ら積極的にがん検診を受診するようになることを期待する。

## 胃がん検診チェックリスト案 (大腸がん検診点検表を参考、赤字: 2/5後の変更)

### 胃がん検診のためのチェックリスト【検診機関用】注1)

#### 1. 撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、問診及び胃部X線検査を行っているか
- (2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか
- (3) 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I.I.)方式等)を明らかにしているか。  
原則として間接撮影で、10×10cm以上のフィルムでI.I.方式とする。
- (4) 撮影枚数は最低7枚としているか
- (5) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか注2)
- (6) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意しているか
- (7) 撮影技師は撮影に関する日本消化器がん検診学会の研修を修了し、同学会の認定取得を目標としているか

#### 2. 読影の精度管理

- (1) 読影に従事する医師について、読影に関する日本消化器がん検診学会の研修を修了し、同学会の認定取得を目標としているか
- (2) 読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行っているか  
(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)
- (3) 2名の医師の読影結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか
- (4) X線写真は少なくとも3年間は保存しているか

注1)本チェックリストは「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」一部改正(平成18年3月通達)に基づき作成した

注2)新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFPD(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃 X線撮影法(間接・直接)ガイドライン(2005)を参照



## 胃がん検診チェックリスト案（大腸がん検診点検表を参考、赤字: 2/5後の変更）

### 胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

#### 1. 検診対象者

- (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
- (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか

#### 2. 受診者の情報管理 注1)

- (1) 対象者数(推計含む)を把握しているか
- (2) 受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか
- (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
- (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
- (3-b) 受診者を検診実施機関別に集計しているか
- (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか

#### 3. 要精検率の把握 注1)

- (1) 要精検率を把握しているか
- (2) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか
- (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
- (4) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)

#### 4. 精検受診の有無の把握と受診勧奨 注1)

- (1) 精検受診率を把握しているか
- (1-a) 精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか
- (1-b) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
- (2) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
- (3) 精検未受診率を把握しているか
- (4) 精検未受診者に精検の受診勧奨を行っているか

#### 5. 精密検査結果の把握 注1)

- (1) 精密検査結果及び治療の結果報告を精密検査実施機関から受けているか
- (2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか
- (3) 精密検査の検査方法を把握しているか
- (4) がん発見率を把握しているか
- (4-a) がん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか
- (4-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
- (4-c) がん発見率を受診歴別注2)に集計しているか
- (5) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
- (5-a) 粘膜内がんを区別しているか
- (5-b) 早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか
- (5-c) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
- (5-d) 早期がん割合を受診歴別注2)に集計しているか
- (6) 陽性反応適中度を把握しているか
- (6-a) 陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか
- (6-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
- (6-c) 陽性反応適中度を受診歴別注2)に集計しているか
- (7) がん検診の集計の最終報告を都道府県に行っているか

#### 6. 検診機関の委託

- (1) 委託検診機関の選定に際し、仕様書を作成・提出させてそれを基に判断しているか
- (2) 仕様書に必須の精度管理項目を明記させているか注) (注: 別添の「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」参照)

注1) 各項目を検診実施機関に委託して行っている場合を含む

注2) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

## 胃がん検診チェックリスト案（大腸がん検診点検表を参考、赤字: 2/5後の変更）

### 胃がん検診のためのチェックリスト【都道府県用】

#### 1. 生活習慣病検診管理指導協議会の組織・運営

- (1) 胃がん部会は、保健所、医師会、日本消化器がん検診学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等胃がん検診に係わる専門家によって構成されているか
- (2) 胃がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか
- (3) 年に1回以上、定期的に胃がん部会を開催しているか
- (4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか

#### 2. 受診者の把握

- (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
- (2) 受診者数を把握しているか
  - (2-a) 受診者数(率)を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか
  - (2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
  - (2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)

#### 3. 要精検率の把握

##### 評価項目

- (1) 要精検率を把握しているか
  - (1-a) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか
  - (1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
  - (1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)

#### 4. 精検受診率の把握

- (1) 精検受診率を把握しているか
  - (1-a) 精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか
  - (1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
  - (1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)
- (2) 精検未把握率を把握しているか 注2)

#### 5. 精密検査結果の把握

- (1) がん発見率を把握しているか
  - (1-a) がん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか
  - (1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
  - (1-d) がん発見率を受診歴別 注1)に集計しているか
- (2) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
  - (2-a) 粘膜内がんを区別しているか
  - (2-b) 早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (2-c) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
  - (2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
  - (2-e) 早期がん割合を受診歴別 注1)に集計しているか
- (3) 陽性反応適中度を把握しているか
  - (3-a) 陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか
  - (3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
  - (3-d) 陽性反応適中度を受診歴別 注1)に検討しているか
- (4) 発見胃がんについて追跡調査を実施しているか。
  - (4-a) 発見胃がんの追跡所見・病理所見について把握しているか
  - (4-b) 発見胃がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか

6. 偽陰性例(がん)の把握

- (1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の胃がんを把握しているか
- (2) 検診受診後1年未満に発見された胃がん(偽陰性例)を把握しているか
- (3) 検診受診後1年以上経過してから発見された胃がんを把握しているか

7. がん登録への参加(実施地域のみ)

- (1) 地域がん登録を実施しているか
  - (1-a) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか
  - (1-b) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか
  - (1-c) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか

8. 不利益の調査

- (1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか
- (2) 精密検査による偶発症を把握しているか
  - (2-a) 消化管穿孔例を把握しているか
  - (2-b) その他の重要な偶発症(輸血や手術を要する消化管出血等)を把握しているか

9. 事業評価に関する検討

- (1) チェックリストに基づく検討を実施しているか
  - (1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか
  - (1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか
- (2) 要精検査等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか
  - (2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか
  - (2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか
  - (2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか
- (3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか
- (4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

10. 事業評価の結果に基づく指導・助言

- (1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか
  - (1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか
  - (1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか
  - (1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか
- (2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、報告期限までに(次年度5月末)要精検査で検査結果が判明しなかった者の数。未受診と判明した者は含まない。「地域保健・老人保健事業報告の実施について」平成11年3月3日老発第93号、及び「地域保健・老人保健事業報告の一部改正について」平成12年3月28日老発第278号より。

大腸がん検診チェックリスト改訂案

参考:「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」の一部改正(平成18年3月課長通達)点検表(基本は原文提示)

大腸がん検診のためのチェックリスト【検診機関用】

大腸がん

事業評価のための点検表(検診実施機関用)

1. 便潜血検査の技術管理

- (1) 臨床検査技師のために技術講習会や研修会などを定期的で開催しているか
- (2) 便潜血キットが定量法の場合はカットオフ値を把握しているか
- (3) 大腸がん検診マニュアル(1992)に記載された方法に準拠しているか

1. 便潜血検査の技術管理

- (1) 臨床検査技師のために技術講習会や研修会などを定期的で開催しているか
- (2) 便潜血検査キットが定量法の場合はカットオフ値を把握しているか
- (3) 大腸がん検診マニュアル(1992)に記載された方法に準拠しているか

2. 受診者への説明

- (1) 採便方法をチラシやリーフレットによって受診者に説明しているか
- (2) 便潜血陽性で要精密検査となった場合には、必ず内視鏡検査等で精検を受ける必要があること及びその検査方法について、事前に明確に知らせているか

2. 受診者への説明

- (1) 採便方法をチラシやリーフレットによって説明しているか
- (2) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず内視鏡検査等で精検を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか
- (3) 精密検査の方法(大腸内視鏡検査または注腸エックス線検査)の方法や内容について説明しているか

- (3) 精密検査の結果の市町村への報告等の個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか 注)

- (4) 精密検査の結果の市町村への報告等の個人情報の取り扱いについて、受診者に対し、十分な説明を行っているか 注)

3. 検体の取り扱い

- (1) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しているか
- (2) 採便の翌日までに、受診者から検体を回収することを原則としているか
- (3) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しているか
- (4) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しているか
- (5) 検査施設では検体を受領後原則として24時間以内に測定しているか
- (6) 受診者への通知のための市町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされているか

3. 検体の取扱い

- (1) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しているか
- (2) 採便の翌日までに、受診者から検体を回収することを原則としているか
- (3) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しているか
- (4) 検体回収後、即日、検査施設へ引き渡しているか
- (5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しているか
- (6) 検査施設では検体を受領後24時間以内に測定しているか
- (7) 市町村への結果報告は、検体回収後1週間以内になされているか

注)市町村が実施するがん検診については、精密検査実施機関等が、精密検査の結果を市町村に情報提供する際に、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされている。

注)市町村が実施するがん検診については、精密検査実施機関等が、精密検査の結果を市町村に情報提供する際に、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされている。

大腸がん検診チェックリスト改訂案 (赤字:2/5後の変更)

大腸がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

1. 検診対象者
  - (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
  - (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか
2. 検診方法
  - (1) 検診実施機関における便潜血検査キット名を把握しているか
3. 受診者の情報管理注1)
  - (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
  - (2) 受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
  - (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
  - (3-b) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
  - (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか
4. 要精検率の把握注1)
  - (1) 要精検率を把握しているか
  - (2) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
  - (4) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
5. 精検受診の有無の把握と受診勧奨注1)
  - (1) 精検受診率を把握しているか
  - (1-a) 精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (1-b) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
  - (2) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注2)
  - (3) 精検未受診率を把握しているか
  - (4) 精検未受診者に精検の受診勧奨を行っているか
6. 精密検査結果の把握注1)
  - (1) 精密検査結果及び治療の結果報告を精密検査実施機関から受けているか注1)
  - (2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか
  - (3) 精密検査の検査方法を把握しているか
  - (4) がん発見率を把握しているか
  - (4-a) がん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (4-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
  - (4-c) がん発見率を受診歴別注2)に集計しているか
  - (5) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
  - (5-a) 粘膜内がんを区別しているか
  - (5-b) 早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (5-c) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
  - (5-d) 早期がん割合を受診歴別注2)に集計しているか
  - (6) 陽性反応適中度を把握しているか
  - (6-a) 陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか
  - (6-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
  - (6-c) 陽性反応適中度を受診歴別注2)に集計しているか
  - (7) がん検診の集計の最終報告を都道府県に行っているか
7. 検診機関の委託
  - (1) 委託検診機関の選定に際し、仕様書を作成・提出させてそれを基に判断しているか
  - (2) 仕様書に必須の精度管理項目を明記させているか注) (注、別添の「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」参照)

注1) 各項目を検診実施機関に委託して行っている場合を含む  
 注2) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

参考:「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」の一部改正(平成18年3月課長通達)がん検診のための点検表(原文提示)

大腸がん検診のための点検表(市町村用)

1. 検診対象者
    - (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
    - (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか
  2. 検診方法
    - ・検診実施機関における便潜血検査キット名を把握しているか
  3. 受診者の情報管理注1)
    - (1) 受診者数を年齢階級別に集計しているか
    - (2) 受診者別の受診(記録)台帳又はデータベースを作成しているか
    - (2-a) 受診者に占める前回未受診者の割合を集計しているか
    - (2-b) 受診者を検診実施機関別に集計しているか
    - (2-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか。
  4. 要精検率の把握注1)
    - (1) 要精検率を把握しているか
    - (2) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
    - (3) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
  5. 精検受診の有無の把握と受診勧奨注1)
    - (1) 精検受診率を把握しているか
    - (1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
    - (2) 精検未受診者を把握しているか
    - (3) 精検未受診者に精検の受診勧奨を行っているか
  6. 精密検査結果の把握注1)
    - (1) 精密検査結果の報告を精密検査実施機関から受けているか
    - (2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか
    - (3) 精密検査の検査方法を把握しているか
    - (4) がん発見率を把握しているか
    - (4-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
    - (4-b) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
    - (4-c) がん発見率を受診歴別注2)に集計しているか
    - (5) 早期がんの割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
    - (5-a) 粘膜内がんを区別しているか
    - (5-b) 早期がん割合を年齢階級別に集計しているか
    - (5-c) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
    - (5-d) 早期がん割合を受診歴別注2)に集計しているか
    - (6) 陽性反応適中度を把握しているか
    - (6-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
    - (6-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
    - (6-c) 陽性反応適中度を受診歴別注2)に集計しているか
- 注1) 各項目を検診実施機関に委託して行っている場合を含む  
 注2) 初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

大腸がん検診チェックリスト改訂案 (赤字:2/5後の変更)

参考:「健康診査管理指導等事業実施のための指針」の一部改訂(平成18年3月課長通達)がん検診のための点検表(原文提示)

大腸がん検診のためのチェックリスト【都道府県用】

事業評価のための点検表(都道府県用)

1. 生活習慣病検診管理指導協議会の組織・運営
  - (1) 大腸がん部会は、保健所、医師会、日本消化器がん検診学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等大腸がん検診に係わる専門家によって構成されているか
  - (2) 大腸がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか
  - (3) 年に1回以上、定期的は大腸がん部会を開催しているか
  - (4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか
2. 受診者の把握
  - (1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか
  - (2) 受診者数を把握しているか
    - (2-a) 受診者数(率)を性別・年齢階級別に集計しているか
    - (2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか
    - (2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
    - (2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)
3. 要精検率の把握
  - (1) 要精検率を把握しているか
    - (1-a) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか
    - (1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
    - (1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)
4. 精検受診率の把握
  - (1) 精検受診率を把握しているか
    - (1-a) 精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか
    - (1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
    - (1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)
  - (2) 精検未把握率を把握しているか注2)
5. 精密検査結果の把握
  - (1) がん発見率を把握しているか
    - (1-a) がん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか
    - (1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
    - (1-d) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか
  - (2) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
    - (2-a) 粘膜内がんを区別しているか
    - (2-b) 早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか
    - (2-c) 早期がん割合を市町村別に集計しているか
    - (2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
    - (2-e) 早期がん割合を受診歴別注1)に集計しているか
  - (3) 陽性反応適中度を把握しているか
    - (3-a) 陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか
    - (3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか
    - (3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
    - (3-d) 陽性反応適中度を受診歴別注1)に集計しているか
  - (4) 発見大腸がんについて追跡調査を実施しているか
    - (4-a) 発見大腸がんの追跡所見・病理所見について把握しているか
    - (4-b) 発見大腸がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか
6. 偽陰性例(がん)の把握
  - (1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の大腸がんを把握しているか
  - (2) 検診受診後1年未満に発見された大腸がん(偽陰性例)を把握しているか
  - (3) 検診受診後1年以上経過してから発見された大腸がんを把握しているか
7. がん登録への参加(実施地域のみ)
  - (1) 地域がん登録を実施しているか
  - (2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか
  - (3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか
  - (4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか
8. 不利益の調査
  - (1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか
  - (2) 精密検査による偶発症を把握しているか
    - (2-a) 腸管穿孔例を把握しているか
    - (2-b) その他の重要な偶発症(輸血や手術を要する腸管出血等)を把握しているか

1. 成人病検診管理指導協議会の組織・運営
  - (1) 大腸がん部会は、保健所、医師会、日本消化器集団検診学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等大腸がん検診に係わる専門家によって構成されているか
  - (2) 大腸がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか
  - (3) 年に1回以上、定期的は大腸がん部会を開催しているか
  - (4) 年に1回以上、定期的に成人病検診従事者講習会を開催しているか
2. 受診者の把握
  - (1) 受診者数(率)を年齢階級別に集計しているか
  - (2) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか
  - (3) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか
  - (4) 受診者数に占める前回未受診者の割合を集計しているか
3. 要精検率の把握
  - (1) 要精検率を把握しているか
    - (1-a) 要精検率を年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか
    - (1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか
4. 精検受診率の把握
  - (1) 精検受診率を把握しているか
    - (1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか
    - (1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
5. 精密検査結果の把握
  - (1) がん発見率を把握しているか
    - (1-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか
    - (1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか
    - (1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか
    - (1-d) がん発見率を受診歴別注1)に集計しているか
  - (2) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか
    - (2-a) 粘膜内がんを区別しているか
    - (2-b) 早期がん割合を年齢階級別に集計しているか
    - (2-c) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
    - (2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
    - (2-e) 早期がん割合を受診歴別注1)に集計しているか
  - (3) 陽性反応適中度を把握しているか
    - (3-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか
    - (3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか
    - (3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
    - (3-d) 陽性反応適中度を受診歴別注1)に集計しているか
  - (4) 発見大腸がんについて追跡調査を実施しているか
    - (4-a) 発見大腸がんの追跡所見・病理所見について把握しているか
    - (4-b) 発見大腸がんの予後調査(術後生存率・死亡率の分析など)を実施しているか
6. 偽陰性例(がん)の把握
  - (1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の大腸がんを把握しているか
  - (2) 検診受診後1年未満に発見された大腸がん(偽陰性例)を把握しているか
  - (3) 検診受診後1年以上経過してから発見された大腸がんを把握しているか
7. がん登録への参加(実施地域のみ)
  - (1) 地域がん登録を実施しているか
    - (1-a) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか
    - (1-b) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか
    - (1-c) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか
8. 不利益の調査
  - (1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか
  - (2) 精密検査による偶発症を把握しているか
    - (2-a) 腸管穿孔例を把握しているか
    - (2-b) その他の重要な偶発症(輸血や手術を要する腸管出血等)を把握しているか

9. 事業評価に関する検討

- (1) チェックリストに基づく検討を実施しているか
- (1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか
- (1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか
- (2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか
- (2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか
- (2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか
- (2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか
- (3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか
- (4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

10. 事業評価の結果に基づく指導・助言

- (1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか
- (1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか
- (1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか
- (1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか
- (2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、報告期限までに(次年度5月末)要精検者で検査結果が判明しなかった者の数。未受診と判明した者は含まない。「地域保健・老人保健事業報告の実施について」平成11年3月3日老発第93号、及び「地域保健・老人保健事業報告の一部改正について」平成12年3月28日老発第278号より。

9. 事業評価に関する検討

- (1) 点検表に基づく検討を実施しているか
- (1-a) 個々の市町村の点検表について把握・検討しているか
- (1-b) 個々の検診実施機関の点検表について把握・検討しているか
- (2) 要精検率等のアウトカム指標に基づく検討を実施しているか
- (2-a) アウトカム指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか
- (2-b) アウトカム指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか
- (2-c) アウトカム指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか
- (3) 点検表やアウトカム指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか
- (4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

10. 事業評価の結果に基づく指導・助言

- (1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか
- (1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか
- (1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか
- (1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか
- (2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか

注) 初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

乳がん検診のためのチェックリスト【検診機関用】

1 撮影の精度管理

- (1) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準注1)を満たしているか
- (2) 乳房エックス線撮影における線量および写真の画質について、第三者による外部評価をうけているか
- (3) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関するマンモグラフィ精度管理中央委員会(精中委)による研修注2)の修了を原則としているか

2 読影の精度管理

- (1) 読影に従事する医師はマンモグラフィの読影に関する精中委の研修注2)を修了し、認定取得を目標としているか
- (2) 読影は二重読影であるか(うち1人は精中委の評価試験の結果がAまたはBである注2)

注1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準(1~9)

1. インバータ式エックス線高電圧装置を備えること。
2. 自動露出制御(AEC)を備えること。
3. 移動グリッドを備えること。
4. 管電圧の精度・再現性
  - (a)表示精度:±5%以内(24-32kV)
  - (b)再現性:変動係数0.02以下
5. 光照射野とエックス線照射野のずれ。左右・前後のずれ:SIDの2%
6. 焦点サイズ  
公称0.3mmのとき、0.45mm×0.65mm以内
7. 圧迫板透過後の線質(半価層、HVL)  
モリブデン(Mo)ターゲット/モリブデン(Mo)フィルタのとき  
(測定管電圧/100)+0.03≦HVL(mmAl)<(測定管電圧/100)+0.12
8. 乳房圧迫の表示
  - (a)厚さの表示精度:±5mm以内
  - (b)圧迫圧の表示精度:±20N以内
9. AECの精度
  - (a)基準濃度:1.5 管理幅:±0.15以内  
(ファントム厚20、40、60mmおよびこれらの厚さに対して100mAs以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲とする)
  - (b)再現性:変動係数0.05以下

注2)マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会基本講習プログラムに準じた講習会とは、検診関連6学会(日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会)から構成されるマンモグラフィ検診精度管理中央委員会の教育・研修委員会の行う講習会等をいう。  
なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班および日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

乳がん検診のための点検表(検診実施機関用)

1 撮影の精度管理

- (1) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準注)を満たしているか
- (2) 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、第三者による外部評価をうけているか
- (3) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を修了しているか

2 読影の精度管理

- (1) 読影に従事する医師は、マンモグラフィの読影に関する適切な研修を修了しているか
- (2) 読影は二重読影であるか(うち1人は十分な経験を有すること)

注) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準

1. インバータ式エックス線高電圧装置を備えること。
2. 自動露出制御(AEC)を備えること。
3. 移動グリッドを備えること。
4. 電圧の精度・再現性
  - (a)表示精度:±5%以内(24-32kV)
  - (b)再現性:変動係数0.02以下
5. 光照射野とエックス線照射野のずれ。左右・前後のずれ:SIDの2%
6. 焦点サイズ  
公称0.3mmのとき、0.45mm×0.65mm以内
7. 圧迫板透過後の線質(半価層、HVL)  
モリブデン(Mo)ターゲット/モリブデン(Mo)フィルタのとき  
(測定管電圧/100)+0.03≦HVL(mmAl)<(測定管電圧/100)+0.12
8. 乳房圧迫の表示
  - (a)厚さの表示精度:±5mm以内
  - (b)圧迫圧の表示精度:±20N以内
9. AECの精度
  - (a)基準濃度:1.5 管理幅:±0.15以内  
(ファントム厚20、40、60mmおよびこれらの厚さに対して100mAs以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲とする)
  - (b)再現性:変動係数0.05以下